

第60期 定期株主総会 招集ご通知



日 時 2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所 福岡市博多区博多駅中央街4-23
オリエンタルホテル福岡
博多ステーション 3階
オリエンタルボールルーム YAMAKASA

■ 決議事項 ■

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後5時30分まで

株式会社西部技研

証券コード：6223

証券コード 6223
2025年3月10日

株主各位

福岡県古賀市青柳3108番地3
株式会社西部技研
代表取締役社長執行役員 隈 扶三郎

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第60期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://seibu-giken.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 福岡市博多区博多駅中央街4-23

オリエンタルホテル福岡 博多ステーション 3階

オリエンタルボールルーム YAMAKASA

3. 株主総会の目的事項

（報告事項） 1. 第60期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件

2. 第60期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

計算書類の内容報告の件

（決議事項）

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様へ交付する書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

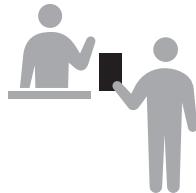
- ①業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ②業務の適正を確保するための体制の運用の状況
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の個別注記表

◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号が本招集通知と一致しておりませんのであらかじめご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットによるご行使

次頁をご参照ください



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分送信分まで

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものと致します。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものと致します。
- 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」を入力
「ログイン」を
クリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名に当たりましては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	くま 隈	ふみお 扶三郎	再任	所有する当社株式の数 374,700株
1		(1964年5月1日生)		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2007年 1月	西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 董事長（現任）
1997年 4月	当社専務取締役営業本部長	2014年 7月	（株）西部技研DRエンジニアリング 取締役 （現任）
2001年 7月	Seibu Giken America, Inc. 取締役 （現任）	2019年 9月	Seibu Giken Korea Co., Ltd. 代表取締役（現任）
2002年 4月	当社代表取締役社長	2024年 3月	当社代表取締役社長執行役員（現任） 現在に至る
2002年 4月	Seibu Giken DST AB 取締役会長 （現任）		

取締役候補者とした理由

入社以降、製造業務や営業業務に携わり、1997年に取締役に就任以降は、特に国際営業に注力し、米国子会社の設立等に従事してまいりました。2002年に代表取締役に就任以降は、当社グループの経営戦略をリードしてまいりました。

これらの実績を踏まえ、引き続き取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者と致しました。

候補者番号

2

しも ぞの
下 薩
（1958年7月7日生）

まこと
誠

再任

所有する当社株式の数 375,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	デンヨー(株)入社	2008年 3月	当社常務取締役営業本部長
1986年 7月	相生精機(株)入社	2014年 7月	(株)西部技研DRエンジニアリング 取締役 (現任)
1993年 10月	当社入社		当社常務取締役プロダクト営業本部長
2001年 7月	Seibu Giken America, Inc. 取締役 (現任)	2021年 5月	当社取締役常務執行役員プロダクト営業本部長 (現任)
2002年 4月	当社取締役営業本部長	2024年 3月	現在に至る
2007年 1月	西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 董事（現任）		

取締役候補者とした理由

入社以降、営業部門において豊富な業務経験を有し、2002年に取締役就任以降は、営業部門以外にも設計部門等を歴任し、取締役常務執行役員として事業運営のための重要な職責を果たしております。引き続き取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者と致しました。

候補者番号

3

ひら かわ み わ
平 川 美 和
（1974年2月4日生）

再任

女性

所有する当社株式の数 205,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	当社入社	2019年 3月	当社取締役経営管理本部長兼経営企画室長
2018年 1月	西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 監事（現任）	2024年 3月	当社取締役上席執行役員経営管理本部長兼経営企画室長（現任） 現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以降、管理部門において豊富な業務経験を有し、2019年に取締役就任以降は、経営管理本部長並びに経営企画室長として、経理、総務、経営企画等幅広く経営に関与してきた実績があり、引き続き取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者と致しました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 内田 健二氏及び市丸 信敏氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	うち 内 1	だ 田 (1972年12月11日生)	けん 健 二	じ	再任	社外	独立	所有する当社株式の数 監査等委員である社外取締役在任期間	0株 2年
-------	--------------	--------------------------	--------------	---	----	----	----	---------------------------------	----------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年10月	長崎県庁 入庁	2014年 6月	社会福祉法人筑紫会 理事（現任）
2002年 1月	中央青山監査法人 入所	2017年 5月	高橋株式会社 社外監査役（現任）
2007年 8月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所	2017年 6月	社会福祉法人実寿穂会 理事（現任）
2008年10月	内田健二公認会計士事務所開設 代表（現任）	2020年 3月	当社 社外監査役
2010年 8月	如水監査法人 パートナー（現任）	2022年 2月	株式会社フロンティア 非常勤取締役（現任）
2013年 5月	如水税理士法人 代表社員（現任）	2023年 3月	当社 取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。その知見を引き続き当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者と致しました。

候補者番号	いち 市 2	まる 丸 (1955年7月18日生)	のぶ 信 敏	とし	再任	社外	独立	所有する当社株式の数 監査等委員である社外取締役在任期間	0株 2年
-------	--------------	--------------------------	--------------	----	----	----	----	---------------------------------	----------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	弁護士登録 西山法律事務所（現不二法律事務所） 入所	2014年 4月	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会 支部理事（現任）
1994年 6月	株式会社ゼネラルアサヒ 監査役	2021年 3月	当社 社外監査役
2010年 4月	不二法律事務所 代表（現任）	2023年 3月	当社 取締役監査等委員（現任）
2010年10月	公益財団法人松本文化芸術振興財団 理事長（現任）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士の資格を有しております、企業法務に関する高度な知見を有しております。その知見を引き続き当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者と致しました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 内田健二氏及び市丸信敏氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は内田健二氏及び市丸信敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でてお

ります。

3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。内田健二氏、市丸信敏氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

当社の取締役会は、会社経営において重要なスキルを次のとおり特定し、取締役がその能力を十分に発揮することを期待しております。

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	グローバル	サステナビリティ	営業マーケティング	研究開発技術製造	財務会計	法務コンプライアンス	人材開発ダイバーシティ
隈 扶三郎	代表取締役 社長執行役員		●	●	●	●	●	●	●
取締役	下園 誠 取締役 常務執行役員		●	●	●	●	●		
	平川 美和 取締役 上席執行役員		●	●	●		●	●	●
監査等委員	田邊 孝司 常勤 監査等委員			●		●		●	
	内田 健二 監査等委員				●		●		
	市丸 信敏 監査等委員				●			●	

事業報告

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

連結業績ハイライト

売上高	EBITDAマージン
320 億 69 百万円 前期比 11.6 %増 ↗	15.6 % 前期比 2.5 ポイント減 ↓
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
41 億 90 百万円 前期比 3.9 %減 ↘	33 億 36 百万円 前期比 2.8 %減 ↘

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢や中東情勢の地政学的リスク、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、各国経済の減速見通しや不安定な為替相場等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。加えて、脱炭素化に向けた世界的な流れは、欧州の政情不安や米国新政権動向等により、一部の国や市場において停滞が懸念されております。

このような中、当社グループは、前連結会計年度に引き続き、EV普及に伴うリチウムイオン電池業界での設備投資需要の高まりを背景に、特に日本や欧州、北米向けを中心に当社グループの経営戦略であるデシカント除湿機の販売注力による主力市場でのシェア拡大に繋げるべく受注活動の強化を進めました。

その結果、当連結会計年度におきましては、中国経済の停滞が引き続き影響し、中国向けのデシカント除湿機の売上は大幅に減少しましたが、国内を中心に欧州、アジア及び北米におけるデシカント除湿機の売上が増加したことにより、売上高は32,069百万円（前連結会計年度比11.6 %増）となりました。一方、利益面につきましては、国内、欧州及びアジアはデシカント除湿機の売上増により利益増となりましたが、中国向けのデシカント除湿機の売上減の影響等に伴い売上総利益が減少したことにより、営業利益は4,030百万円（同6.2 %減）となりました。受取利息及び受取配当金を120百万円計上したこと等により、経常利益は4,190百万円（同3.9 %減）、税金等調整前当期純利益は4,221百万円（同2.2 %減）となりました。法人税等合計で887百万円、非支配株主に帰属する当期純損失2百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利

益は3,336百万円（同2.8%減）となりました。

当社グループでは、EBITDAに対する売上高の比率であるEBITDAマージンを重要な経営指標としております。当連結会計年度におけるEBITDAマージンは、15.6%（前連結会計年度は18.1%）となりました。

2. 製品別売上高の推移

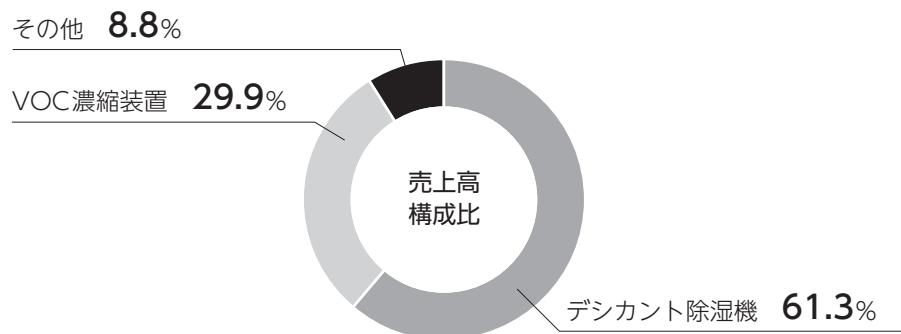
デシカント除湿機の売上高は19,661百万円（前連結会計年度比6.0%増）となりました。前年に続き、世界的なEVシフト加速による投資増の影響を受けた増収であります。中国経済の停滞が引き続き影響し、中国向けの売上高は大幅に減少しましたが、国内を中心に欧州、アジア及び北米市場は大きく伸長しました。

VOC濃縮装置の売上高は9,572百万円（同31.0%増）となりました。特に欧州の売上が堅調に進捗しました。主に電池の製造工程で使用される溶剤を回収する装置の売上高が前年から大きく伸長しました。

製品別売上高

(金額単位：百万円)

製 品	第59期売上高	第60期売上高	前連結会計年度比	構成比
デシカント除湿機	18,551	19,661	106.0%	61.3%
VOC濃縮装置	7,305	9,572	131.0%	29.9%
その他	2,868	2,835	98.8%	8.8%
合 計	28,725	32,069	111.6%	100.0%



3. 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,736百万円であり、その主なものは当社新工場用建物等の建設に関連するものであります。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

ウクライナ情勢等による原油価格を始めとするエネルギー価格の高騰、米国による対中投資規制の影響等、複数の不確実要素が混在する中で、先行きは極めて不透明な状況であります。また、景気低迷に直面する中国市場を始め、企業間競争が激しくなることが予想されます。このような状況の中、当社グループを取り巻く状況も予断を許しませんが、引き続き、原材料価格や物流コスト上昇に対処すべく、生産効率化、業務効率化に注力、製品の安定供給を継続し、また継続的に収益を確保できるサービス事業の海外展開により収益確保に繋げてまいります。

① 人材の育成

当社グループにとって、顧客の声に耳を傾け、顧客起点の製品開発を推進するための人材育成は最重要課題の一つと位置づけており、従業員のモチベーションの向上やスキルアップに取り組んでおります。さらに、世界各国で事業展開をしているため、グローバルに活躍できる人材の育成にも取り組んでおります。また、全社的な労務管理を行うとともに、働き方の多様性を推進し、より良い労働環境の整備、運用に努めてまいります。

② 高品質、安全・安心な製品の安定供給

当社グループは、社会や業界を取り巻く法律や規制への対応に積極的に取り組むとともに、大規模な事故・災害等の発生に備えて、事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、社員教育や災害訓練等によりBCPの周知徹底及び実効性の向上を図っております。一方、経営環境に大きな影響を及ぼす、物流コストや原材料の価格と安定的な調達も大きな課題ととらえております。

③ 顧客ニーズに沿った製品開発と新しいマーケットの開拓

当社グループは、デシカント除湿機及びVOC濃縮装置を主力としております。

デシカント除湿機については、近年のEV普及に伴うリチウムイオン電池製造投資の増加によ

り、当社グループのデシカント除湿機の売上は好調であります。特にEV用リチウムイオン電池製造投資が続く日本や米国で売上が伸長しております。一方、2023年上期まで当社グループの業績を売上・利益面で牽引してきた中国では、2023年度下期からの景気悪化や過剰な生産能力によるリチウムイオン電池製造投資の急減により売上が減少しております。

VOC濃縮装置については、当社がパイオニアということもあり世界市場でも認知度が高く、世界30か国以上の顧客に選ばれております。なお、排ガス規制が厳しく需要の大きい中国においては現地メーカーによる安価な製品が多く上市されており、競争が増しております。このような状況の中、当社グループは品質と性能で高く評価されており、現地の廉価な製品よりも高付加価値製品として市場でポジショニングが形成されております。また、EV用リチウムイオン電池の製造工程で使用されるVOCを回収して再利用する用途での使用が増えております。

当社グループにおいては、引き続き顧客ニーズを満たす製品を提供するとともに、海外主要拠点での24時間のサービス体制を構築し柔軟に対応することで、顧客と良好な関係を築き、当社グループのプレゼンスを高める取り組みを進めております。また、今後の成長機軸としましては、従来からの顧客の最適な製造環境と環境負荷低減に寄与する機器・装置販売を中心とするコア事業に加えて、顧客の製造工程における最適空間創出のためのシステムの提案、設計、製作、施工等のトータルエンジニアリングを成長事業として、コア事業および成長事業をともに伸長させることで継続的な成長を目指してまいります。

なお、将来的にリチウムイオン電池産業の伸びが緩やかになる可能性、又はVOCを含まない代替塗料等が普及する可能性等に備え、新たな用途の開拓や次世代製品の開発についても取り組みを進めております。

④ 生産性の向上

世界的なEVシフト加速に伴い、高まるデシカント除湿機への需要に応えるために、経営資源を最適活用し、組織・業務・生産活動の効率化に努めてまいります。欧米での今後の需要増加を見込み、Seibu Giken DST Poland SP. ZO.O. (グディニヤ) の既存工場を増設し、Seibu Giken America,Inc.の新工場を新設しました。また、福岡県宗像市に除湿ローターを生産する新工場の建設を予定しております。生産能力を上げることで収益力の向上に繋げてまいります。

⑤ グループ経営における社会的責任

当社グループの経営につきましては、社会的責任を果たすために、環境保全に積極的に取り組んでおります。当社グループの製品を使っていただくことで大気汚染防止に繋がり、顧客の製造過程で排出されるロスを削減し、また、顧客におけるCO₂排出量の削減にも繋がることから、当

社グループの事業そのものが、2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標：SDGs (Sustainable Development Goals)」の「12 つくる責任 つかう責任」及び「13 気候変動に具体的な対策を」等を達成することに繋がると考えております。

また、当社では2018年より企業主導型保育施設として「はにかむほいくえん」を運営しております。従業員の福利厚生としての側面だけでなく、地域の皆様の仕事と育児の両立をサポートできるよう、また、子どもたちの未来を地域で育むことを目標にしております。

さらに、科学技術に関する分野を専攻する大学院生や日本文芸の伝統等の活動を行う団体等に対する支援を行っている「公益財団法人隈科学技術・文化振興会」の活動をサポートしております。意欲ある若手研究者の独創的、先駆的な研究開発、実用化に対する助成及び起業家の育成、また日本文化の発展と伝承に寄与することは、持続可能な社会の発展に繋がると考えております。

今後も事業活動を通じ、SDGsを始めとする社会課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。また、適切な企業情報の開示やコンプライアンスを一層推進するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び内部統制の充実に全力を投入致します。

⑥ 収益力の向上

グループ各社をあげて、高付加価値製品の受注拡大を図り、製造時間の短縮や製造経費のさらなる削減を継続して進め、利益確保に努めてまいります。また、利益率の高いサービス事業の海外展開を推進することで収益力の向上を目指してまいります。

さらに、Seibu Giken DST East Africaの早期黒字化及び債務超過の解消に向けて取り組んでまいります。

⑦ グローバルなグループ経営

国内外拠点の自立と連携を図り、各製造拠点の生産技術力の向上に努め、顧客に満足いただける品質、価格、納期及び製品開発をも含めた生産競争力の強化・充実に努めてまいります。

また、グループガバナンスの向上に向けた強固なグループ体制の構築に努めてまいります。海外のグループ子会社については、現地トップと当社経営陣が日常的に電話やWeb会議等で頻繁に情報交換することで、課題やトラブル等に対して協議しながら解決に当たっております。それに加えて2023年より、グループ会社の経営陣によるGlobal Management Councilを開催することとし、グループとしての方針や戦略の策定と進捗管理、予算管理、共有課題の抽出と解決を図っております。

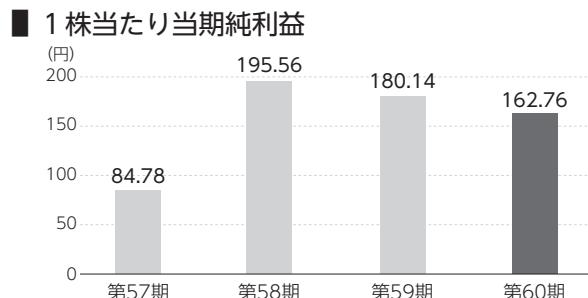
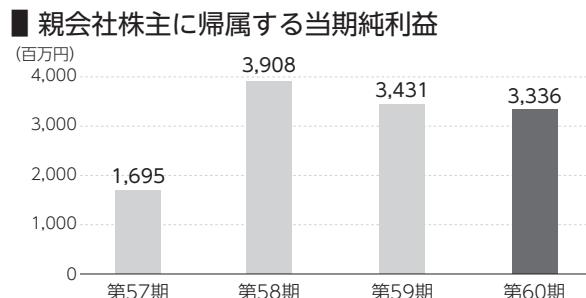
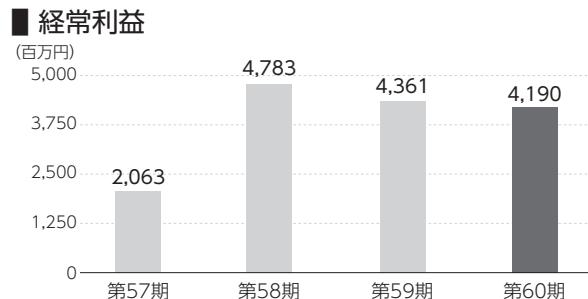
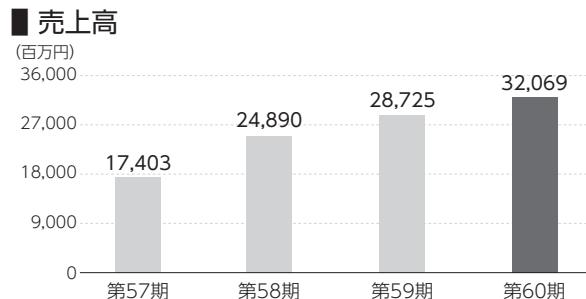
6. 財産及び損益の状況

区分	第57期 (2021年度)	第58期 (2022年度)	第59期 (2023年度)	第60期 (2024年度)
売上高 (百万円)	17,403	24,890	28,725	32,069
経常利益 (百万円)	2,063	4,783	4,361	4,190
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,695	3,908	3,431	3,336
1株当たり当期純利益 (円)	84.78	195.56	180.14	162.76
総資産 (百万円)	25,642	31,105	39,334	42,795
純資産 (百万円)	14,097	17,748	26,795	29,957
1株当たり純資産額 (円)	704.89	955.79	1,307.08	1,459.16

(注) 1. 当社は、第59期より連結計算書類を作成しております。なお、第57期、第58期については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第58期の期首から適用しており、第58期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 2023年5月10日開催の取締役会決議により、2023年5月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
Seibu Giken DST AB	SEK 2,000,000	100.0	主にヨーロッパでのデシカント除湿機等の製造・販売事業
Seibu Giken America, Inc.	USD 100,000	100.0	米州での全熱交換器等の製造・販売事業
西部技研環保節能設備（常熟）有限公司	CNY 139,176,640	100.0	中国でのVOC濃縮装置等の製造・販売事業
迪思特空气処理設備（常熟）有限公司	CNY 39,916,237	100.0 [100.0]	中国でのデシカント除湿機等の製造・販売事業
株式会社西部技研DRエンジニアリング	百万円 31	100.0	環境整備装置（主にドライルーム）の販売代理業
Seibu Giken DST Poland SP. ZO.O.	PLN 2,000,000	100.0 [100.0]	デシカント除湿機の製造事業及びポーランドでのデシカント除湿機の販売事業
Seibu Giken DST America, Inc.	USD 200,000	100.0 [100.0]	米州でのデシカント除湿機の販売事業
Seibu Giken DST East Africa Limited	KES 1,500,000	100.0 [100.0]	アフリカ全土におけるデシカント除湿機の販売事業
Seibu Giken Korea Co., Ltd.	KRW 100,000,000	100.0	韓国におけるVOC濃縮装置及びデシカント除湿機等の販売事業
Seibu Giken & Kumyoung Environment, Inc.	USD 1,500,000	80.0	米州での環境整備装置（主にドライルーム）の設置工事

(注) 議決権比率欄の〔内書〕はSeibu Giken DST ABを通じての間接所有となっております。

(注) Seibu Giken & Kumyoung Environment, Inc.は2024年10月8日に設立しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、主にデシカント除湿機やVOC濃縮装置等の製造、販売、据付・保守等のサービスの提供を中心として事業活動を展開しております。

9. 主要な事業拠点 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社： 福岡県古賀市青柳3108番地3

工場： 第一工場・第二工場・第三工場・宗像工場（福岡県）、湘南事業所（神奈川県）

研究施設： イノベーションセンター（福岡県）

営業拠点： 東京支社（東京都）、大阪支店（大阪府）

サービスセンター： 関東技術SC（埼玉県）、横浜SC（神奈川県）、名古屋SC（愛知県）、東北SC（宮城県）

② 子会社

名称	所在地
Seibu Giken DST AB	スウェーデン スパンガ
Seibu Giken America, Inc.	米国 ペンシルベニア州
西部技研環保節能設備（常熟）有限公司	中華人民共和国 江蘇省
株式会社西部技研DRエンジニアリング	福岡県 古賀市
Seibu Giken Korea Co., Ltd.	大韓民国 京畿道
Seibu Giken & Kumyoung Environment, Inc.	米国 ジョージア州

10. 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
779名	21名増

（注）従業員数には臨時従業員（31名）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
392名	44名増	40.5歳	11.3年

（注）従業員数には臨時従業員（25名）は含まれておりません。

11. 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社福岡銀行	834
日本生命保険相互会社	210
株式会社商工組合中央金庫	126
株式会社三菱UFJ銀行	105
株式会社みずほ銀行	66

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,500,000株
3. 当期末株主数 8,821名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率
株式会社グリーンフューチャー	6,834	33.34%
公益財団法人 隅科学技術・文化振興会	3,000	14.63%
西部技研社員持株会	1,358	6.62%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	453	2.20%
下園 誠	375	1.82%
隅 扶三郎	374	1.82%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	350	1.70%
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	319	1.55%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	219	1.06%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	214	1.04%

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	隈 扶三郎	Seibu Giken DST AB 取締役会長 Seibu Giken America, Inc. 取締役 西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 董事長 (株)西部技研DRエンジニアリング 取締役 Seibu Giken Korea Co., Ltd. 代表取締役
取締役 常務執行役員	下 薗 誠	プロダクト営業本部長 Seibu Giken America, Inc. 取締役 西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 董事 (株)西部技研DRエンジニアリング 取締役
取締役 上席執行役員	平 川 美 和	経理管理本部長兼経営企画室長 西部技研環保節能設備（常熟）有限公司 監事
取締役 (常勤監査等委員)	田 邊 孝 司	
取締役 (監査等委員)	内 田 健 二	内田健二公認会計士事務所 代表 如水監査法人 パートナー 如水税理士法人 代表社員 社会福祉法人筑紫会 理事 高橋株式会社 社外監査役 社会福祉法人実寿穂会 理事 株式会社フロンティア 非常勤取締役
取締役 (監査等委員)	市 丸 信 敏	不二法律事務所 代表 公益財団法人松本文化芸術振興財団 理事長 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会 支部理事

(注) 1. 取締役 内田健二氏及び市丸信敏氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員 内田健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、取締役 内田健二氏及び市丸信敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 2024年3月28日開催の当社第59期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）岡野浩志氏は辞任いたしました。
 5. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法上の子会社の役員、管理・監督の立場にある従業員であり、全ての保険料を当社が負担致します。当該保険契約では、被保険者が業務の遂行に起因して株主や会社、従業員、取引先等の第三者から損害賠償請求を提起された場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者による故意の犯罪的もしくは詐欺的行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の報酬等の決定に関する方針」について、指名報酬委員会の審議を踏まえて取締役会において定めており、その概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の役員報酬は、経営理念の実現を目的とした報酬体系とし、執行役員と一体となった報酬制度となっております。固定報酬としての「基本報酬」と業績連動としての「変動報酬」(事前確定届出給与)で構成され、役員の個人別の報酬は指名報酬委員会での決議を経て取締役会で決定する（監査等委員である取締役の報酬は監査等委員間の協議で決定する）こととしております。

なお、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役には、業績連動としての「変動報酬」は相応しくないため、「基本報酬」のみの支給としています。

また、非金銭報酬及び退職慰労金制度はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

- ・基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）
- ・変動報酬（業績と連動して決定する金銭報酬）

監査等委員である取締役

- ・基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）

b. 基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会の決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内で、月例固定報酬としての金銭報酬としております。報酬額は取締役（及び執行役員）としての役位・職位別に設定し、同業又は同規模の他社水準等の外部環境等も考慮しながら、当社の財務状況を踏まえて総合的に勘案して決定しております。

c. 変動報酬（業績と連動して決定する金銭報酬）

変動報酬は、財務指標である当社グループ連結営業利益を全取締役の共通指標とし、連結営業利益に対する変動型報酬原資割合を設定したうえで職位別按分率を乗じ、算出することとしております。これにより算出された額を毎年4月に事前確定届出給与として支給する方針としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議時点の取締役の員数
取締役（監査等委員であるものを除く。）	金銭報酬（固定報酬及び変動報酬）	年額150百万円以内	第58期定時株主総会 2023年3月30日	3名 (うち社外取締役0名)
監査等委員である取締役	金銭報酬（固定報酬）	年額50百万円以内	第58期定時株主総会 2023年3月30日	3名 (うち社外取締役2名)

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長執行役員 隅 扶三郎が、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限を委任した理由は、代表取締役社長執行役員が、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の役割や貢献度に応じて評価を行いつつ機動的に報酬額を決定することが適切と判断したためで

あります。

取締役会は、代表取締役社長執行役員が当該権限を適切に行使されるよう、指名報酬委員会を設置し、同氏はその答申を踏まえて個人別報酬を決定することとしていることから、その内容は決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） (うち社外取締役)	64,174 (一)	64,174 (一)	— (一)	— (一)	3 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	17,940 (8,100)	17,940 (8,100)	— (一)	— (一)	4 (2)

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査等委員である社外取締役 内田 健二氏は、内田健二公認会計士事務所の代表、如水監査法人のパートナー、如水税理士法人の代表社員、社会福祉法人筑紫会の理事、高橋株式会社の社外監査役、社会福祉法人実寿穂会の理事及び株式会社フロンティアの非常勤取締役であります。当社と内田健二公認会計士事務所、如水監査法人、如水税理士法人、社会福祉法人筑紫会、高橋株式会社、社会福祉法人実寿穂会及び株式会社フロンティアの間に特別な関係はございません。

監査等委員である社外取締役 市丸 信敏氏は、不二法律事務所の代表、公益財団法人松本文化芸術振興財団の理事長及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会の支部理事であります。当社と不二法律事務所、公益財団法人松本文化芸術振興財団及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会の間に特別な関係はございません。

なお、上記以外に特記すべき事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況
社外取締役 (監査等委員)	内田 健二	取締役会 19回／19回 出席 監査等委員会 13回／13回 出席	当事業年度における取締役会、監査等委員会の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計の知見より、当社の経営について専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	市丸 信敏	取締役会 19回／19回 出席 監査等委員会 13回／13回 出席	当事業年度における取締役会、監査等委員会の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する高度な知見及び高い倫理観や公正・公平な判断に基づく発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、前事業年度の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、実効性のある適切な品質の監査を受ける観点から妥当な水準と判断したことによるものであります。

3. 上記のほか、前事業年度の会計監査に係る追加報酬として3百万円を支払っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたリスク・コンプライアンス規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
 - (2) 内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (3) 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれについて、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - (4) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
 - (5) 取締役の選解任等の人事及び報酬等の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会の審議結果を尊重し、その公正性と透明性、客觀性を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適正に保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
 - (2) 内部監査部門による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限規程、組織規程等に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者がルールに則り業務を分担する。
 - (2) 取締役会は取締役会規程の定めるところに従い開催し、決議を行う。
 - (3) 取締役社長、業務執行取締役、執行役員等による経営会議を実施し、経営状況を共有す

るとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会補助人を任命し、監査等委員会による監査業務の補助にあたらせる。

⑥ 監査等委員会補助人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会補助人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補助するものとする。
- (2) 当該監査等委員会補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、常勤の監査等委員の同意を得たうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会補助人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員又は監査等委員会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査等委員会と情報を共有する。
- (2) 常勤の監査等委員は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後常勤の監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- (4) 第1項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査等委員は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。

（2）内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

（2）内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

（3）財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。

（4）必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

⑫ 当会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（1）関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。

（2）経営管理本部及び内部監査人が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。

（3）子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記（1）から（2）において認識した重要事項に関して、当会社の取締役会、監査等委員会等に報告する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当会社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。

また、当会社使用人向けに反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めています。さらに、「暴力追放運動推進センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

当社の取締役会は、監査等委員3名（うち社外監査等委員2名）を含む取締役6名で組織しております。当事業年度は取締役会を19回開催し、月次及び四半期決算並びに取締役会規程に定める事項等の審議を行っております。また、取締役及び執行役員が出席する経営会議を月1回開催し、事業計画の進捗状況及び業務遂行の適正性、合理性を確認致しました。

また「リスク・コンプライアンス規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

子会社については、毎月管掌役員が年度計画の進捗状況の報告を受け、また経営上重要事項等の確認を行い、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、法令・社内規程等の遵守状況について監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員に報告致しました。

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、定時監査等委員会を開催し、情報の共有を図るとともに、会社の状況を隨時把握し、提言等の取りまとめを行いました。さらに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査室とも連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

V. 会社の体制及び方針

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識しております。利益配分については、安定的な配当を実行・維持することを基本としながら、財務体質の健全化や将来に備えた内部留保とのバランスを図りつつ株主に対して報いていく所存であります。

剰余金の配当を行う場合、毎事業年度末日を基準日とした年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関に関しては、機動的な利益還元ができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議で剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、配当を実施するに当たっては、連結配当性向を重要な指標とし、従来40%を目標値としておりましたが、これを40%以上と変更致しました。

当期の配当につきましては、上記の配当方針のもと、当期の業績動向及び財務状況等を勘案し、1株当たり70円とすることに決定致しました。

次期の配当につきましては、利益配分に関する上記基本方針に基づき、1株当たり70円とする予定です。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	30,710	流動負債	11,667
現金及び預金	14,442	支払手形及び買掛金	2,234
受取手形、売掛金及び契約資産	6,883	電子記録債務	2,867
電子記録債権	1,669	1年内返済予定の長期借入金	525
商品及び製品	2,509	リース債務	107
仕掛品	1,575	未払法人税等	608
原材料及び貯蔵品	2,569	契約負債	3,392
その他	1,450	製品保証引当金	180
貸倒引当金	△390	賞与引当金	444
		その他	1,305
固定資産	12,085	固定負債	1,170
有形固定資産	10,937	長期借入金	817
建物及び構築物	7,883	リース債務	75
減価償却累計額	△2,592	繰延税金負債	177
建物及び構築物（純額）	5,291	退職給付に係る負債	40
機械装置及び運搬具	4,109	その他	59
減価償却累計額	△3,054	負 債 合 計	12,837
機械装置及び運搬具（純額）	1,055		
土地	2,908	(純 資 産 の 部)	26,808
リース資産	485	株主資本	711
減価償却累計額	△307	資本金	3,536
リース資産（純額）	178	資本剰余金	22,560
建設仮勘定	1,245	利益剰余金	3,104
その他	1,205	その他の包括利益累計額	△36
減価償却累計額	△947	その他有価証券評価差額金	3,141
その他（純額）	258	為替換算調整勘定	45
無形固定資産	176	非支配株主持分	
投資その他の資産	970		
投資有価証券	501	純 資 産 合 計	29,957
繰延税金資産	258	負債・純資産合計	42,795
その他	210		
資 产 合 計	42,795		

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	32,069
売上原価	21,165
売上総利益	10,904
販売費及び一般管理費	6,873
営業利益	4,030
営業外収益	
受取利息及び配当金	120
增值税還付金	53
保育園関連収益	17
助成金収入	8
その他	46
	248
営業外費用	
支払利息	26
保育園関連費用	22
為替差損	20
その他	18
	88
経常利益	4,190
特別利益	
リース条件変更利益	45
特別損失	
固定資産除却損	14
税金等調整前当期純利益	4,221
法人税、住民税及び事業税	920
法人税等調整額	△33
当期純利益	887
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	3,334
親会社株主に帰属する当期純利益	△2
	3,336

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	711	3,536	20,454	24,702
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△1,230	△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益			3,336	3,336
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,106	2,106
当期末残高	711	3,536	22,560	26,808

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整勘定	換算累計額	その他の包括利益合計		
当期首残高	—	2,092	2,092	2,092	—	26,795
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,230
親会社株主に帰属する当期純利益						3,336
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△36	1,048	1,011	45	45	1,056
連結会計年度中の変動額合計	△36	1,048	1,011	45	45	3,162
当期末残高	△36	3,141	3,104	45	45	29,957

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 10社

Seibu Giken DST AB

Seibu Giken America, Inc.

西部技研環保節能設備(常熟)有限公司

迪思特空气処理設備(常熟)有限公司

株式会社西部技研DRエンジニアリング

Seibu Giken DST Poland SP. ZO.O.

Seibu Giken DST America, Inc.

Seibu Giken DST East Africa Limited

Seibu Giken Korea Co., Ltd.

Seibu Giken & Kumyoung Environment, Inc.

Seibu Giken & Kumyoung Environment, Inc.は当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

 a 製品、仕掛品

 主に個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

 b 原材料、貯蔵品

 主に移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

 c 商品

 主に総平均法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

□ 製品保証引当金

販売済みの製品の無償修理費用に充てるため、過去の実績に基づく見積り額及び個別案件に対する見積り額を計上しております。

ハ 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額（特定退職金共済制度により支給される部分を除く）を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。一部の在外連結子会社は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は主としてデシカント除湿機、VOC濃縮装置の製造・販売に関する事業を行っております。主な履行義務の内容としては、完成した製品を顧客に引き渡すことを識別しており、原則として契約条件等に基づき検収日等において当該製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である一部の国内取引については、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

この他、顧客との契約において受注した上記の工事等について、施工して引き渡す義務を負っておりますが、それらについては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、合理的に見積りが可能なものについてはインプット法に基づく進捗度により収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

会計上の見積りに関する注記

(進捗度に応じて計上する完成工事高)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

完成工事高	3,073
-------	-------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められる工事について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っています。

工事原価総額は、工事案件ごとの仕様や工期といった契約内容を精査のうえ、機器・資材の調達先や事業者からの見積りや過去に積み重ねてきた実績・経験・ノウハウに基づき、単価・数量・作業工程・作業工数等の主要な仮定を設定し、期末決算日までの進捗状況を踏まえて、最善の見積りを行っています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。また、主要な顧客との間で、中途解約の発生及び災害、工事遅延等による追加コストの発生並びに技術・製品トラブル等に伴うペナルティの発生等、当初見積った工事原価総額を上回るコストが発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 (純額)	1,772百万円
土地	2,103百万円
計	3,876百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	487百万円
長期借入金	645百万円
計	1,132百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	20,500,000	—	—	20,500,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,230	60	2023年12月31日	2024年3月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,435	70	2024年12月31日	2025年3月11日

(3) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産に限定して運用を行う方針であります。

デリバティブは為替変動リスクを管理する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は4か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引によるリース債務は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利としております。

外貨建て営業債務については、為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用してあります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金 (※ 2)	1,342	1,315	△27
(2) リース債務 (※ 2)	183	178	△4
負債計	1,525	1,494	△31

(※ 1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 長期借入金、リース債務には1年内返済予定の金額を含めて記載しております。

(※ 3) 以下の金融商品は、市場価格のない株式等であることから、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	501

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,442	—	—	—
受取手形、売掛金及び 契約資産	6,883	—	—	—
電子記録債権	1,669	—	—	—
合計	22,995	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	525	250	117	104	87	256
リース債務	107	33	30	8	3	0
合計	633	283	147	112	91	257

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,315	—	1,315
リース債務	—	178	—	178
負債計	—	1,494	—	1,494

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	空調事業
地域別	
日本	10,688
中国	6,851
韓国	3,404
その他アジア	1,725
ヨーロッパ	5,616
米国	3,221
その他北米	240
その他	321
外部顧客への売上高	32,069
収益認識の時期	
一時点で移転される財及びサービス	28,848
一定期間にわたり移転される財及びサービス	3,221
外部顧客への売上高	32,069

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債に関する情報は以下のとおりです。

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれております。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,771
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,108
契約資産（期首残高）	1,806
契約資産（期末残高）	444
契約負債（期首残高）	1,985
契約負債（期末残高）	3,392

契約資産は、期末時点で履行義務の進捗により収益を認識しているが未請求の代金に係る対価に対する当社グループの権利であり、主にデシカント除湿機を使用したドライルーム工事に関するものであります。対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にデシカント除湿機を使用したドライルーム工事にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,985百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,459円16銭

1株当たり当期純利益 162円76銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議致しました。

自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、株主還元の充実および機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得する株式の総数

700,000株（上限）（発行済株式総数に対する割合 3.41%）

(4) 株式の取得価額の総額

1,000百万円（上限）

(5) 取得期間

2025年2月17日～2025年6月23日

(6) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	10,337	流動負債	6,081
現金及び預金	2,852	支払手形	1
受取手形	51	電子記録債務	2,867
電子記録債権	1,156	買掛金	1,185
売掛金	3,667	1年内返済予定の長期借入金	525
契約資産	61	未払金	393
製品	418	未払法人税等	411
仕掛品	972	契約負債	51
原材料及び貯蔵品	910	製品保証引当金	70
前払費用	62	賞与引当金	341
その他	192	その他	232
貸倒引当金	△9	固定負債	911
固定資産	11,653	長期借入金	817
有形固定資産	7,429	退職給付引当金	40
建物	2,469	その他	54
構築物	58		
機械及び装置	871	負 債 合 計	6,993
車両運搬具	1	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	156	株主資本	15,033
土地	2,572	資本金	711
建設仮勘定	1,243	資本剰余金	3,757
その他	56	資本準備金	611
無形固定資産	155	その他資本剰余金	3,146
特許権	34	利益剰余金	10,564
ソフトウエア	102	利益準備金	25
その他	18	その他利益剰余金	10,539
投資その他の資産	4,068	特別償却準備金	153
投資有価証券	501	圧縮積立金	114
関係会社株式	2,845	別途積立金	5,950
関係会社出資金	553	繰越利益剰余金	4,322
繰延税金資産	68	評価・換算差額等	△36
その他	99	その他有価証券評価差額金	△36
資 産 合 計	21,990	純 資 産 合 計	14,996
		負債・純資産合計	21,990

損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	18,374
売上原価	13,300
売上総利益	5,073
販売費及び一般管理費	3,422
営業利益	1,651
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	1,290
保育園関連収益	17
その他	41
	1,349
営業外費用	
支払利息	7
為替差損	16
保育園関連費用	22
その他	3
経常利益	51
	2,950
特別損失	
固定資産除却損	12
税引前当期純利益	2,937
法人税、住民税及び事業税	542
法人税等調整額	△101
当期純利益	440
	2,496

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金合計
	資本準備金	その他資本剰余金		
当期首残高	711	611	3,146	3,757
事業年度中の変動額				
余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	711	611	3,146	3,757

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
		特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金		
当期首残高	25	225	122	5,950	2,975	9,297
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,230	△1,230
当期純利益					2,496	2,496
特別償却準備金の取崩		△72			72	—
圧縮積立金の取崩			△7		7	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	△72	△7	—	1,346	1,266
当期末残高	25	153	114	5,950	4,322	10,564

(単位：百万円)

	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	13,766	—	—	13,766
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△1,230			△1,230
当期純利益	2,496			2,496
特別償却準備金の取崩	—			—
圧縮積立金の取崩	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△36	△36	△36
事業年度中の変動額合計	1,266	△36	△36	1,229
当期末残高	15,033	△36	△36	14,996

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

1. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

1. 製品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

建物 3～50年

機械及び装置 2～17年

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

販売済みの製品の無償修理費用に充てるため、当社の過去の実績に基づく見積り額及び個別案件に対する見積り額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務見込額から特定退職金共済制度による支給見込額を控除した額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社は主としてデシカント除湿機、VOC濃縮装置の製造・販売に関する事業を行っております。主な履行義務の内容としては、完成した製品を顧客に引き渡すことを識別しており、原則として契約条件等に基づき検収日等において当該製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、当該時点での収益を認識しております。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である一部の国内取引については、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

この他、顧客との契約において受注した上記の工事等について、施工して引き渡す義務を負っておりますが、それらについては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、合理的に見積りが可能なものについてはインプット法に基づく進捗度により収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(進捗度に応じて計上する完成工事高)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

完成工事高	2,674
-------	-------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められる工事について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

工事原価総額は、工事案件ごとの仕様や工期といった契約内容を精査のうえ、機器・資材の調達先や工事業者からの見積りや過去に積み重ねてきた実績・経験・ノウハウに基づき、単価・数量・作業工程・作業工数等の主要な仮定を設定し、期末決算日までの進捗状況を踏まえて、最善の見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。また、主要な顧客との間で、中途解約の発生及び災害、工事遅延等による追加コストの発生並びに技術・製品トラブル等に伴うペナルティの発生等、当初見積った工事原価総額を上回るコストが発生した場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 (純額)	1,772百万円
土地	2,103百万円
計	3,876百万円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済予定の長期借入金	487百万円
長期借入金	645百万円
計	1,132百万円

2. 保証債務

連結子会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。

西部技研環保節能設備(常熟)有限公司	206百万円
--------------------	--------

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,406 百万円
----------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,056百万円
短期金銭債務	51百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,211百万円
-----	----------

仕入高	2,078百万円
-----	----------

販売費及び一般管理費	215百万円
------------	--------

営業取引以外の取引による取引高	1,297百万円
-----------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金の繰入超過額等によるものであります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西部技研環保節能設備(常熟)有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	製品の販売 (注1)	2,110	売掛金	395
				債務保証 (注3)	206	—	—
子会社	Seibu Giken Korea Co., Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任	部材の仕入 (注2)	1,892	買掛金	3
子会社	Seibu Giken America, Inc.	所有 直接100%	役員の兼任	製品の販売 (注1)	2,202	売掛金	72
子会社	株式会社西部技研DRエンジニアリング	所有 直接100%	役員の兼任	製品の販売 (注1)	251	売掛金	234

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。

2. 原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

3. 仕入債務に対し債務保証を行っております。なお、保証料等は受け取っておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 731円55銭

1株当たり当期純利益 121円80銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議致しました。

自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、株主還元の充実および機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得する株式の総数

700,000株（上限）（発行済株式総数に対する割合 3.41%）

(4) 株式の取得価額の総額

1,000百万円（上限）

(5) 取得期間

2025年2月17日～2025年6月23日

(6) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社西部技研
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 只隈 洋一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西部技研の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西部技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社西部技研
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 只隈 洋一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西部技研の2024年1月1日から2024年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、会社の子会社管掌役員、子会社管掌執行役員及び子会社の取締役、使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

株式会社西部技研 監査等委員会

常勤監査等委員 田邊 孝司

監査等委員 内田 健二

監査等委員 市丸 信敏

(注) 監査等委員 内田 健二及び市丸 信敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

TOPICS

KUMYOUNG ENG CO., LTD.と5月に資本提携を締結 10月に合弁会社を設立

韓国のKUMYOUNG ENG CO., LTD. (以下、グンミョン・エンジ社) と5月に資本提携を締結し、10月には米国に合弁会社を設立しました。グンミョン・エンジ社は、韓国、北米、欧州の車載電池メーカーを顧客として、リチウムイオン電池製造に必要不可欠なドライルームやクリーンルームを中心とした多数の施工実績を誇る企業です。

当社はデシカント除湿機等の機器販売メーカーとしての機能と、マーケットイン型のトータルエンジニアリングのプロバイダーとしての機能を両軸として、国内外のエナジーデバイス領域での売上拡大を成長戦略の一つに掲げており、グンミョン・エンジ社とのパートナーシップにより海外でのトータルエンジニアリングの拡大を図っていきます。



SEIBU GIKEN



KUMYOUNG ENG

宗像第二工場の新設工事が起工

10月に宗像第二工場新設工事の起工式を行いました。宗像第二工場は、主にデシカント除湿機の心臓部である除湿ローターの製造を行い、生産量の拡大と自働化による生産の効率化を図ります。2025年秋頃の竣工、2026年前半の稼働を予定しています。

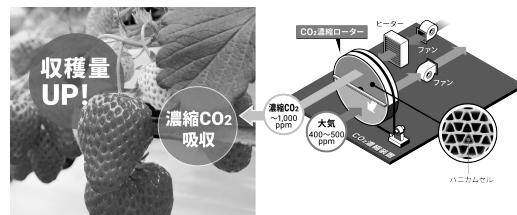


完成予想図 (右側は既存の宗像工場)

新製品「大気中CO2濃縮・供給装置 C-SAVE Green」を発売

大気中のCO2をハニカムローターで濃縮して植物に供給する「C-SAVE Green」を発売しました。

いちごなどのビニールハウス栽培においては、植物の光合成によりビニールハウス内のCO2濃度が低下した際にCO2を供給することで、作物の収穫量を向上することが出来ます。化石燃料を燃焼させること等によるCO2の供給が行われておりますが、「C-SAVE Green」は大気中のCO2をハニカムローターで濃縮し、CO2濃度の高いガスを植物に供給することで作物の収穫量を向上させることから、カーボンニュートラルの実現に貢献します。



株主総会会場ご案内図



会場

オリエンタルホテル福岡
博多ステーション3階
「オリエンタルボールルームYAMAKASA」
福岡市博多区博多駅中央街 4-23
TEL (092) 461-0170



- JR「博多駅」筑紫口より徒歩1分
- 地下鉄「博多駅」東4番出口直結

※当社専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※車いすをご利用の方は地下鉄博多駅東4出口より、竹下通り側のエレベーターをご利用ください。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915

